

みんなで逃げる みんなで助かる

災害時要配慮者の避難支援

地域には、災害時にさまざまな支援を必要とする方がいます。例えば、耳の不自由な人は、警報や避難放送がわかりません。体の不自由な人は、素早く逃げることができません。知的障害のある人は、状況を理解して判断することが苦手な場合があります。このように、それぞれ必要な支援が異なる中で、自分たちの地域に、どのような支援を必要としている人がいるのか知ることは、一人でも多くの命が助かるためにとても重要なことなのです。

災害時避難行動要支援者名簿を作成しました

災害対策基本法が改正され、市町村に災害時避難行動要支援者名簿を備えることが義務付けられました。

香美市でも地域防災計画に基づき、行政の情報（住民基本台帳、障害、介護情報等）により名簿を作成しました。

災害時避難行動要支援者に該当する方へ

平常時から災害に備えて、地域の避難支援等関係者に名簿を提供してもいいか、意思確認をする手紙をお送りしています。また、すでに回答をいただいた方には、自宅に居住しているか、居所確認の手紙をお送りしています。

名簿の提供先（避難支援等関係者）

自主防災組織・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会
消防本部・消防団・南国警察署

災害に備えて、名簿情報を活用して取り組みよう

- ①地域でお互いのことを知り、日頃からの支え合いの仕組みをつくりましょう。
- ②地域で避難のことを考え、名簿を基に一人ひとりがどのように避難し、助け合っていくのかを定める個別計画をつくりましょう。
- ③計画した避難方法を試してみ、訓練などを通じ、地域での支え合いを進めましょう。



災害時要配慮者とは (自宅に居住している方のみ)

- ◆身体障害者手帳1・2級で特に支援を必要とする方（心臓・じん臓機能障害は除く）
- ◆療育手帳A1・A2で特に支援が必要な方
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級で特に支援を必要とする方
- ◆要介護度3以上で特に支援を必要とする方
- ◆75歳以上の独居で特に支援を必要とする方
 - ①身体障害者手帳1・2級のうち心臓、じん臓機能障害者
 - ②精神障害者保健福祉手帳2級
 - ③要介護度1・2
 - ④難病患者
 - ⑤外国人
 - ⑥その他支援を要する方
- ◆その他市長が要支援者と判断した方

災害時避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な方です。

国保 だより

70歳～74歳の方は 高額療養制度の 自己負担限度額が 変わります

70歳～74歳の方は、8月から、高額療養制度の自己負担限度額が増額になります（後期高齢者医療制度で医療を受ける方を除く）。

※住民税非課税世帯の方と69歳以下の方は現行どおりで変更なし。

自己負担限度額	外来（個人単位A）	外来+入院（世帯単位B）
現役並み所得者 ※	44,400円 ↓ 57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 《44,400円》 変更なし
一般	12,000円 ↓ 14,000円 (年上限144,000円)	44,400円 ↓ 57,600円 《44,400円》

※一定以上の所得（課税所得が年145万円以上）がある70歳～74歳の国保被保険者のいる世帯に属する方

《 》内は過去12カ月に3回以上高額療養費の支給があったときの4回目以降の限度額です。70歳～74歳の方の外来にかかる個人単位Aによる支給は、回数に含みません。

美術品や骨とう品の 銃砲刀剣類を見つけたら

刀や鉄砲を見つけた場合、警察署に現物と印鑑を持参し、銃砲刀剣類の発見届けを行ってください。銃砲刀剣類は、原則所持できませんが、美術品や骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲や刀剣類は、審査会で審査を受けて、銃砲刀剣類登録証の交付を受

ければ所持できます。

【日時】毎月第2火曜日
(祝日の場合は翌日)

13時30分～16時

※受付は15時30分まで

【場所】県庁西庁舎3階

【申請時に必要なもの】

◆登録審査

- ①審査を受ける銃砲刀剣類
- ②警察署で交付を受けた発見届出済証
- ③1件につき6300円の登録申請手数料（登録で

登録申請手数料（登録で

きなくても必要）

◆登録証の再交付

①再交付を受けようとする登録銃砲刀剣類

②1件につき3500円の登録証再交付申請手数料

◆美術品登録製作承認

1件につき800円の製作承認申請手数料

【問い合わせ先】

高知県教育委員会文化財課
☎088・821・4761
FAX088・821・4912

情報公開制度と個人情報保護制度の 運用状況（平成28年度）

市役所の情報公開制度の運用状況と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

【問い合わせ先】総務課 ☎53-3112

情報公開制度の運用状況		
公開請求件数	処理状況	
113	左のうち不服申立	
(内訳)	公開	106
市長部局 99	部分公開	5
教育委員会 2	非公開	2
農業委員会 1	取り下げ	0
消防 1	不受理	0
水道事業管理者 10		0

個人情報保護制度の運用状況		
個人情報業務登録数	444	
目的外利用した件数	365	
外部への情報提供	5,990	
個人情報の本人からの請求		
開示請求	5	
(内訳)	開示	5
	非開示	0
不服申立	0	
訂正請求	0	
削除請求	0	
中止請求	0	
苦情・相談件数	0	

【情報公開制度】

行政機関が作成した文書の開示を求めることができる制度です。

【個人情報保護制度】

他課の情報を利用する目的外利用や、警察署や税務署等の官公庁等に個人情報を提供する外部への情報提供は、個人情報保護条例に基づくものでなければなりません。また、市に対して、本人の個人情報の開示を請求することや（開示請求）、開示を受けた個人情報の訂正や利用中止を請求することなどもできます（訂正請求・利用中止請求）。